

平成27年3月4日

平成27年

第1回教育委員会臨時会会議録

大田区役所 教育委員会室

## 平成 27 年第 1 回教育委員会臨時会会議録

平成 27 年 3 月 4 日午後 2 時大田区教育委員会臨時会を開催した。

### 1 出席委員

尾 形 威 委 員	委員長
芳 賀 淳 委 員	委員長職務代理者
横 川 敏 男 委 員	
藤 崎 雄 三 委 員	
鈴 木 清 子 委 員	
津 村 正 純 委 員	教育長

計 6 名

### 2 出席した職員

教育総務部長	勢 古 勝 紀
教育地域力・スポーツ推進担当部長	赤 松 郁 夫
教育総務課長	青 木 重 樹
副参事（教育施設担当）	下 遠 野 茂
学務課長	水 井 靖
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	菅 野 哲 郎
副参事	長 塚 琢 磨
学校職員担当課長	室 内 正 男
教育センター所長	岩 田 美 恵 子
社会教育課長	星 光 吉
大田図書館長	北 村 操

計 11 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条及び大田区教育委員会会議規則第 3 条により、第 1 回大田区教育委員会臨時会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 尾 形 威

○委員長

ただいまから、平成27年第1回教育委員会臨時会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は、定足数を満たしている。よって、会議は成立する。

なお、本日は傍聴希望者がいる。委員の皆様にも傍聴許可を求める。許可してよろしいか。

(「はい」との声あり)

○委員長

傍聴を許可する。

(傍聴希望者入室)

○委員長

次に、会議録署名委員に藤崎委員を指名する。

## 日程第1

### 「部課長の報告事項」

○委員長

副参事の報告を求める。

○副参事

資料) 平成26年度の体力向上推進委員会報告書

平成26年度の体力向上推進委員会の報告書について報告する。

まず、この体力向上推進委員会であるが、「おおた教育振興プラン2014」の柱の一つである体力向上について、十分その大田区の実態を踏まえて方向性を検討するために、昨年6月に設置したものである。

これまで、学校や関係部局からの意見、有識者からの様々な助言をいただきながら8カ月間研究し、さらに3回の会議を開き、資料のようにまとめたので、今日は、その中の一番後ろに添付したA3判の資料を基に説明する。

それでは、A3判の一番左側の上のボックス1のところであるが、ここについては体力の意義と大田区の子どもの現状を示している。体力は、人間のあらゆる活動の源であり、意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっていることは、中央教育審議会の答申等でも示されているところであるが、大田区の子どもの体力の実態を見ると、全国平均を全体的に下回っているという状況である。

特に、体力合計点というものを国では5段階に分けて評価しているわけであるが、その5段階の中の下のところ、既に小学校1年生の段階から、下位層のところが多いという状況が見られるところである。また、その体力調査を行っているアンケート調査の中から、大田区の子どもたちは平日の運動時間が非常に少ないということもわかったところである。そういうことから、その下にあるように、大田区では幼児期からの系統的な体力向上施策

が必要であると理論づけを行ったところである。

このことを踏まえ、中央のところの大田区の子どもの体力向上の方向性に示したとおり、その中段のところにあるように、大田区としては4つの柱、区民の意識を高める、外遊びや運動・スポーツを推進する、「早寝・早起き・朝ごはん」を推進する、日常生活における身体活動を推進する、この4つを柱として取り組んでいくということとした。

右側のボックスであるが、この4つの柱を具体的にどう進めていくかというところで、4つの柱それぞれに二つずつ取組として八つの取組を示したところである。この八つの取組ということを見点において、学校、家庭、地域が連携、協力して取り組んでいくことが必要であるということ締めくくっている。

今後は、大田区教育委員会のホームページ、校長をはじめとして学校関係者の様々な会議や研修会、そして地域における懇談会など様々な機会を捉えて、幼児期からの総合的な体力向上が必要であることを周知していくとともに、この報告書に基づき、他の部局や関係団体、あるいは民間企業とも連携を図りながら、子どもの体力向上に向けて積極的に取り組んでいきたいと思っている。

#### ○委員長

ただいまの報告に意見、質問はあるか。

#### ○藤崎委員

報告書全て目を通してはいるわけではないので、中に入ったなら申し訳ないのだが、やはり気になるのは平日における運動の時間が少ない。低学年から、点数としては下のレベルからスタートしているということで、それに対する対策とかというのはわかるが、その対策の前の段階で、なぜ、そういうふうになっているのかという、そういうことについても、つかんでいる範囲でも結構であるのだが、別の経験から、こういうことが起きていて平日が少ないとか、低学年のうちから低いのではないとか、例えば、勉強との兼ね合いであったり、テレビゲームとの兼ね合いだったりとかということは想像できるのであるが、もし情報があったら教えていただきたい。

#### ○副参事

子どもの研究、そして会議の中からは何点か挙がってきているが、そのうちの一つとして、子どもを取り巻く環境ということで、都市部においては十分思い切って遊ぶ場所が少ないということから、子どもの場所、それから塾との関係で時間、それから一緒に遊ぶ友だちがばらばらになっているということから仲間ということで、時間・空間・仲間の三つの3間が不足しているということでもまとめている。同時に、近年においては学力・学習状況調査結果から、テレビゲーム、それから携帯電話・スマートフォンなどの活用が非常に多くなっており、大田区の子どもたちもたくさん持っているので、その辺のところも影響しているだろうと考えているところである。

#### ○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

○芳賀委員

この本文中の16ページなんかを拝見すると、大田区の小学校6学年の携帯電話やスマートフォン所持率は67.6%であり、1日にテレビゲームを4時間以上行っている児童が10%いることがわかった。

先ほどの話とも関連してくるのであるが、なかなか難しいのはわかっているが、スマートフォンであるとかゲームであるとか時間をもうちょっと減らせないものか。1日4時間というのは、寝ている時間と勉強している時間を除くとほとんど全部みたいな時間であるから、ちょっと長過ぎるので。

家庭の指導が基本にあるべきだと思っている。学校ではテレビゲームやっていないのは間違いのないわけであるから、家庭に戻っての指導なのであるけれども、ここをもうちょっと何とかしてほしいなと思っている。何か、そういう対策みたいなものは立てているのか。

○副参事

このことについては、実は学力・学習状況調査が出てきた段階で、その辺のところもまとめ、各学校を通して保護者への連絡、それから各学校でも指導していただくようにしている。また、家庭学習のすすめというものも含め、生活のリズムを整えていこうと考えている。これは、もちろん家庭がベースなのであるけれども、家庭だけではなくて家庭を支援しながら、学校、家庭、地域で全体で声かけていこうということで取り組んでいるところである。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2

「議案審議」

○委員長

第16号議案について、説明を求める。

○教育総務課長

第16号議案 大田区立中萩中小学校指定校変更不許可決定に係る異議申立てに対する決定について、説明する。

異議申立人につきましては記載のとおりである。

決定案については、後ほど案文を読み上げる。

関係書類であるが、指定校変更申請書、指定校変更申請の審査結果について、異議申立書、指定校変更申請審査基準の四つを別紙につけている。

提案理由であるが、上記異議申立人が平成27年2月12日付けで提起した指定校変更不許可決定に係る異議申立てについて、行政不服審査法第47条第2項の規定に基づき決定を行う必要があるため、この案を提出するものである。

それでは、案文を読み上げる。異議申立人が平成27年2月12日付けで提起した指定校変更申請不許可決定に係る異議申立てについて、次のとおり決定する。

主文、本件異議申立てを棄却する。

異議申立ての趣旨及び理由。

まず、趣旨である。本件異議申立ての趣旨は、大田区教育委員会が平成27年2月9日付けで異議申立人に対してした、大田区立都南小学校から大田区立中萩中小学校への指定校変更申請に対する不許可決定の取消しを求めるというものである。

異議申立ての理由。本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象児童の兄2人は中萩中小学校出身であり、本校の雰囲気や教育方針が気に入っている。これまでPTA活動などを通じて、深く関わった教員や親しんできた児童も多く、対象児童を本校で学ばせたい。何よりも対象児童本人が本校への入学を強く望んでいる。

(2) 対象児童は女子であり、6年間同じクラスで過ごすことが不安であるため、クラス替えのある学校を希望する。

(3) 中萩中小学校の近くに祖母宅があるため、申立人が留守の時などに、対象児童は祖母宅に帰宅することができる。

(4) 中萩中小学校は、3年前も抽選となり3名不許可となったが、全員が本校に入学した。

審査庁の認定事実及び判断。

まず、認定事実である。調査したところ、次の事実が認められる。

(1) 教育委員会は、平成26年12月16日付け、「小学校就学通知書」を子の世帯主へ送付し、子の就学校を都南小学校に指定したこと。

(2) 教育委員会は、中萩中小学校新1年生の受入れについて、平成27年度については「3学級(95名)を超えた場合は抽選とする」としたこと。また、指定校変更の受入れ制限を行う学校において、通学区域内の入学予定者数が予想を超え、制限した学級の定員を超える人数となった場合には1学級を増設することとなるため、「第3学年に進級した際に1学級が減少する範囲内で指定校変更を許可する」としたこと。

このことについては、区報及び大田区ホームページにより周知したこと。

(3) 申立人から、平成27年1月11日付け、指定校変更申請書の提出があり、教育委員会は、同日これを受理したこと。

(4) 教育委員会は、平成27年1月29日現在、中萩中小学校の通学区域内児童数を基に算出した入学予測数と指定校変更申請者数の合算が、受入れ可能人数の95人を超えていることを確認した。通学区域内児童数79人から、転出入等の見込み数4人を差し引いた75人を入学見込み数と算出した。95人から75人を差し引いた20人が指定校変更受入れ可能数と

なったが、指定校変更申請者が24人であったため、同申請者について、抽選を公開により実施することを平成27年1月30日に決定したこと。

(5) 教育委員会は、指定校変更申請について平成27年1月30日付けで、申立人に、抽選日は平成27年2月7日、大田区役所本庁舎6階教育委員会室で実施する抽選実施通知を送付したこと。

(6) 教育委員会は、平成27年2月7日に中萩中小学校への指定校変更申請者24人に対し、20人を当選とする抽選を実施し、申立人の抽選番号17番は当選とならなかったこと。

(7) 教育委員会は、指定校変更申請については、平成27年2月9日付で申立人に不許可通知を送付したこと。

(8) 申立人から、平成27年2月12日付けで、異議申立書が提出され、教育委員会は、同日これを受理したこと。

## 2、判断。

(1) 学校教育法施行令第5条第1項及び第2項に基づき、教育委員会が行った小学校就学通知書は、就学期日及び就学指定校を通知したものである。また、同通知における就学校の指定については、大田区立学校設置規則第2条で定めた通学区域により、子の住所地から都南小学校を指定したものである。

(2) 中萩中小学校は、平成26年度の学級数が、各学年3学級の計18学級で編制されている。同校の施設規模においては、各学年3学級を超える学級増に対応できる余裕教室がない状況であること、また新1年生については、通学区域内の児童のみであれば3学級(105名)を維持できる見込みであったことから、指定校変更申請による受入れについては3学級を制限学級数とした。

ただし、学区域内児童数の想定外の増加に伴う増級となった場合には、教育環境に影響がなくても、やむを得ず特別教室を普通教室に転用するなどの方法を用いることはある。しかし、今回のような学区域外の児童生徒の指定校変更のために、学級の増設や特別教室の転用をする計画は持っていない。

(3) 教育委員会は、指定校変更申請を審査するにあたり、「指定校変更申請審査基準」を定めている。同基準では、「許可は学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないことを前提とし、問題がある場合は不許可とすることができる。」としたうえで、問題がない場合は、「地理的・身体的事由」などの事由に該当する場合は、許可することができるとしている。

(4) 申立人は、指定校変更申請理由を、友人関係とし、これは同基準において許可することができる事由として定められている理由である。また、対象児童の友人が中萩中小学校の在籍者及び同校通学区域在住者であることを確認している。

しかしながら、同基準は、上述のとおり、学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないことを前提としているものであり、申立人の申請理由が相当であるからといって、指定校変更が当然に認められるものではない。また、抽選実施判断時に決定した受入れ可能人数は、状況の変化があっても変更は行わないこととしている。

(5) 中萩中小学校への指定校変更申請者は申立人以外にもおり、それぞれやむを得ない事情があり、その内容の程度や該当する事由の多少などをもって、申請者間で優劣をつけることは困難である。

したがって、行政処分の公平性・公正性を図る観点から、教育委員会が平成27年2月9日付けで行った指定校変更不許可決定は、違法又は不当であるとはいえず、申立人に対する不許可決定を取消し、指定校変更申請を認めることは適当ではないと判断する。

なお、受入れ可能人数は毎年変化し、3年前に不許可者3名が入学となったのは、抽選後に入学予定者に転出があり受入れが可能となったものである。

3、以上のとおり、本件異議申立ては理由がないので、行政不服審査法第47条第2項の規定を適用して、主文のとおり決定する。

平成27年3月、大田区教育委員会。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第16号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第16号議案について、原案どおり決定する。

第17号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第17号議案 大田区立中萩中小学校指定校変更不許可決定に係る異議申立てに対する決定について、説明する。

異議申立人は記載のとおりである。

決定案は、後ほど読み上げる。

関係書類については、第16号議案と同じである。

提案理由についても同様である。

それでは、決定文の案文を読み上げる。異議申立人が平成27年2月13日付けで提起した指定校変更申請不許可決定に係る異議申立てについて、次のとおり決定する。

主文、本件異議申立てを棄却する。

理由。

1、異議申立ての趣旨であるが、本件異議申立ての趣旨は、大田区教育委員会が平成27年2月9日付けで異議申立人に対してした、大田区立都南小学校から大田区立中萩中小学校への指定校変更申請に対する不許可決定の取消しを求めるというものである。

2、異議申立ての理由。本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象児童の両親は、共働きであり出勤時刻が早いため、同児童を中萩中小学校の近隣にある同児童の父の実家から、同校に通学させたい。また、学童保育終了後、両親の帰宅が遅い場合は同実家に帰宅させたいと考えている。申立人は今後勤務先の異動が予想され、通勤時間が長くなることが考えられるため、同児童の登下校時に同実家を頼ること



が増えることが考えられる。同児童の安全を確保するために、同実家に近い中萩中小学校への入学を希望する。

(2) 中萩中小学校は、3年前も抽選となり3名不許可となったが、全員が本校に入学した。

審査庁の認定事実及び判断であるが、認定事実としては、次の事実が認められる。

(1) 教育委員会は、平成26年12月16日付け、「小学校就学通知書」を子の世帯主へ送付し、子の就学校を都南小学校に指定したこと。

(2) 教育委員会は、中萩中小学校新1年生の受入れについて、平成27年度については「3学級(95名)を超えた場合は抽選とする」としたこと。

また、指定校変更の受入れ制限を行う学校において、通学区域内の入学予定者数が予想を超え、制限した学級の定員を超える人数となった場合には1学級を増設することとなるため、「第3学年に進級した際に1学級が減少する範囲内で指定校変更を許可する」としたこと。

このことについては、区報及び大田区ホームページにより周知したこと。

(3) 申立人から、平成27年1月10日付け、指定校変更申請書の提出があり、教育委員会は、同日これを受理したこと。

(4) 教育委員会は、平成27年1月29日現在、中萩中小学校の通学区域内児童数を基に算出した入学予測数と指定校変更申請者数の合算が、受入れ可能人数の95人を超えていることを確認した。通学区域内児童数79人から、転出入等の見込み数4人を差し引いた75人を入学見込み数と算出した。95人から75人を差し引いた20人が指定校変更受入れ可能数となったが、指定校変更申請者が24人であったため、同申請者について、抽選を公開により実施することを平成27年1月30日に決定したこと。

(5) 教育委員会は、指定校変更申請について平成27年1月30日付けで、申立人に、抽選日は平成27年2月7日、大田区役所本庁舎6階教育委員会室で実施する抽選実施通知を送付したこと。

(6) 教育委員会は、平成27年2月7日に中萩中小学校への指定校変更申請者24人に対して20人を当選とする抽選を実施し、申立人の抽選番号3番は当選とはならなかったこと。

(7) 教育委員会は、指定校変更申請については、平成27年2月9日付で申立人に不許可通知を送付したこと。

(8) 申立人から、平成27年2月13日付けで、異議申立書が提出され、教育委員会は、同日これを受理したこと。

## 2、判断。

(1) 学校教育法施行令第5条第1項及び第2項に基づき、教育委員会が行った小学校就学通知書は、就学期日及び就学指定校を通知したものである。また、同通知における就学校の指定については、大田区立学校設置規則第2条で定めた通学区域により、子の住所地から都南小学校を指定したものである。

(2) 中萩中小学校は、平成26年度の学級数が、各学年3学級の計18学級で編制されている。同校の施設規模においては、各学年3学級を超える学級増に対応できる余裕教室がない状況であること、また新1年生については、通学区域内の児童のみであれば3学級(105名)を維持できる見込みであったことから、指定校変更申請による受入れについて

は3学級を制限学級数とした。

ただし、学区域内児童数の想定外の増加に伴う増級となった場合には、教育環境に影響が出て、やむを得ず特別教室を普通教室に転用するなどの方法を用いることはある。しかし、今回のような学区域外の児童生徒の指定校変更のために、学級の増設や特別教室の転用をする計画は持っていない。

(3) 教育委員会は、指定校変更申請を審査するにあたり、「指定校変更申請審査基準」を定めている。同基準では、「許可は学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないことを前提とし、問題がある場合は不許可とすることができる。」としたうえで、問題がない場合は、「地理的・身体的事由」などの事由に該当する場合は、許可することができるとしている。

(4) 申立人は、指定校変更申請理由を、地理的及び下校後の保護先とし、指定校の都南小学校よりも申請先の中萩中小学校の方が、申立人の住所から近いこととし、これは同基準において許可することができる事由として定められている理由である。また、指定校の都南小学校よりも申請先の中萩中小学校の方が申立人の住所から近いこと、下校後の保護先宅が所在していることを確認している。

しかしながら、同基準は、上述のとおり、学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないことを前提としているものであり、申立人の申請理由が相当であるからといって、指定校変更が当然に認められるものではない。

また、抽選実施判断時に決定した受入れ可能人数は、状況の変化があっても変更は行わないこととしている。

(5) 中萩中小学校への指定校変更申請者は申立人以外にもおり、それぞれやむを得ない事情があり、その内容の程度や該当する事由の多少などをもって、申請者間で優劣をつけることは困難である。

したがって、行政処分の公平性・公正性を図る観点から、教育委員会が平成27年2月9日付けで行った指定校変更不許可決定は、違法又は不当であるとはいえず、申立人に対する不許可決定を取消し、指定校変更申請を認めることは適当ではないと判断する。

なお、受入れ可能人数は毎年変化し、3年前に不許可者3名が入学となったのは、抽選後に入学予定者に転出があり受入れが可能となったものである。

3、以上のとおり、本件異議申立ては理由がないので、行政不服審査法第47条第2項の規定を適用して、主文のとおり決定する。

平成27年3月、大田区教育委員会。

○委員長

ただいまの説明に対して、質問、意見はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第17号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第17号議案について、原案どおり決定する。

第18号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第18号議案 大田区立松仙小学校指定校変更不許可決定に係る異議申立てに対する決定について、説明する。

異議申立人は記載のとおりである。

決定案は、後ほど読み上げる。

関係書類としては、第16号、17号議案と同じである。

それでは、決定案文を読み上げる。異議申立人が平成27年2月10日付けで提起した指定校変更申請不許可決定に係る異議申立てについて、次のとおり決定する。

主文、本件異議申立てを棄却する。

理由。異議申立ての趣旨では、大田区教育委員会が平成27年1月30日付けで異議申立人に対してした、大田区立東調布第三小学校から大田区立松仙小学校への指定校変更申請に対する不許可決定の取消しを求めるというものである。

異議申立ての理由。本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 松仙小学校の受入れ可能人数は130人と示してあるが、池雪小学校の特別措置の経緯を考えると、国の基準である小学校1年生は35人以下であることを踏まえたうえで、上限である140人まで受け入れることを検討してほしい。

(2) 申立人の家族の生活は、松仙小学校方面が中心となっておりなじみが深い。対象児童の兄と姉も松仙小学校に通学している。申立人は共働きであり、子どもたちの安全・安心のためには、対象児童も兄姉と同じ松仙小学校に通学することが望ましい。

(3) 申立人は、鶉の木保育園の移転・民営化にあたって、親の会代表として、説明会の実施や意見等の集約などに努めた。家の近くの保育園への転園も検討したが、移転・民営化に関わった者の責任として転園はしなかった。区の事情で行われたことを受け入れてきたことも考慮してほしい。

(4) 松仙小学校は、申立人の祖母が勤務していた学校であり、素晴らしい学校である。その素晴らしさを対象児童にも体験させたい。

審査庁の認定事実及び判断。

1、認定事実。調査したところ、次の事実が認められる。

(1) 教育委員会は、平成26年12月16日付け、「小学校就学通知書」を子の世帯主へ送付し、子の就学校を東調布第三小学校に指定したこと。

(2) 教育委員会は、松仙小学校新1年生の受入れについて、平成27年度については「4学級(130名)を超えた場合は抽選とする」としたこと。

また、指定校変更の受入れ制限を行う学校において、通学区域内の入学予定者数が予想を超え、制限した学級の定員を超える人数となった場合には1学級を増設することとなるため、「第3学年に進級した際に1学級が減少する範囲内で指定校変更を許可する」としたこと。

このことについては、区報及び大田区ホームページにより周知したこと。

(3) 申立人から、平成27年1月10日付け、指定校変更申請書の提出があり、教育委員会は、同日これを受理したこと。

(4) 教育委員会は、平成27年1月29日現在、松仙小学校の通学区域内児童数と指定校変更申請者数の合算が、受入れ可能人数の130人を超えていることを確認した。通学区域内児童数118人に、転出入等の見込み数2人を加えた120人を入学見込み数と算出し、130人から120人を差し引いた10人が指定校変更申請受入れ可能数となった。

指定校変更申請者は18人であり、そのうち池雪小学校通学区域在住者は11人であった。池雪小学校は児童数が増加し施設上限界に近づいているため、今年度から、同校の通学区域内に居住し指定校変更を希望する場合は優先的に入学を許可する措置を講じている。同校の通学区域在住の児童のみで希望先の許可人数を超える場合は、同校の通学区域在住者のみで抽選を行うこととしており、受入れ可能人数10人に対して、池雪小学校通学区域在住者は11人であったことから、東調布第三小学校通学区域在住の申立人は、抽選対象とはならず不許可とする旨の決定を平成27年1月30日に行った。本件申請については、平成27年1月30日付で申立人に不許可通知を送付したこと。

(5) 申立人から、平成27年2月10日付けで、異議申立書が提出され、教育委員会は、同年2月16日これを受理したこと。

## 2、判断。

(1) 学校教育法施行令第5条第1項及び第2項に基づき、教育委員会が行った小学校就学通知書は、就学期日及び就学指定校を通知したものである。また、同通知における就学校の指定については、大田区立学校設置規則第2条で定めた通学区域により、子の住所地から東調布第三小学校を指定したものである。

(2) 松仙小学校は、平成26年度学級数が第1・3・5学年は各4学級、第2学年は5学級、第4・6学年は各3学級の計23学級で編制されている。本校の施設規模においては、学級増に対応できる余裕教室がない状況であることから、指定校変更申請による受入れについては4学級を制限学級数とした。

児童数が増加し施設上の限界に近づいている池雪小学校の対応として、同校から他校への指定校変更を申請した場合、これを優先する措置を設けている。近隣校である同校からの児童を1人でも多く受け入れたいが、松仙小学校は施設規模から4学級制限とせざるを得ない状況である。

(3) 教育委員会は、指定校変更申請を審査するにあたり、「指定校変更申請審査基準」を定めている。同基準では、「許可は学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないことを前提とし、問題がある場合は不許可とすることができる。」としたうえで、問題がない場合は、「地理的・身体的事由」などの事由に該当する場合は、許可することができるとしている。

(4) 申立人は、指定校変更申請理由を、兄姉の在籍として本件申請を行い、教育委員会は審査手続において、兄姉の在籍の確認をした。これは同基準において許可することができる事由として定められている理由である。しかしながら、同基準は、上述のとおり、学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないことを前提としているものであり、申立人の申請理由が相当であるからといって、指定校変更が当然に認められるものではない。

また、池雪小学校の特別措置により同校からの指定校変更希望者により抽選が行われて

いるため、他校からの同申請者の受入れができない。受入れ可能人数は、4月1日までの転入者等を考慮して定めており、学級定数の上限とはしていない。小学校1年生の学級定数は35人であり松仙小学校の上限は140人であるが、受け入れ可能人数は130人としている。

(5) 松仙小学校への指定校変更申請者は申立人以外にもおり、それぞれやむを得ない事情があり、その内容の程度や該当する事由の多少などをもって、申請者間で優劣をつけることは困難である。

したがって、行政処分の公平性・公正性を図る観点から、教育委員会が平成27年1月30日付けで行った指定校変更不許可決定は、違法又は不当であるとはいえず、申立人に対する不許可決定を取消し、指定校変更申請を認めることは適当ではないと判断する。

3、以上のとおり、本件異議申立ては理由がないので、行政不服審査法第47条第2項の規定を適用して、主文のとおり決定する。

平成27年3月、大田区教育委員会。

#### ○委員長

ただいまの説明に対して、質問、意見はあるか。

(「なし」との声あり)

#### ○委員長

第18号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

#### ○委員長

第18号議案について、原案どおり決定する。

第19号議案について、説明を求める。

#### ○教育総務課長

第19号議案 大田区立入新井第二小学校指定校変更不許可決定に係る異議申立てに対する決定について、説明する。

下記のとおり決定する。

異議申立人は記載のとおりである。

決定案は、後ほど読み上げる。

関係書類、提案理由につきましては、第16号、17号、18号議案と同じである。

それでは、決定案文を読み上げる。異議申立人が平成27年2月18日付けで提起した指定校変更申請不許可決定に係る異議申立てについて、次のとおり決定する。

主文、本件異議申立てを棄却する。

理由について、まず、異議申立ての趣旨である。本件異議申立ての趣旨は、大田区教育委員会が平成27年1月30日付けで異議申立人に対してした、大田区立入新井第四小学校から大田区立入新井第二小学校への指定校変更申請に対する不許可決定の取消しを求めるといものである。

2、異議申立ての理由。

(1) 申立人はひとり親家庭である。申立人の長男は入新井第二小学校に通っており、兄妹が別々の小学校に通学することとなると、学校行事やその振替休日が別々の日となってしまい、仕事と子育ての両立に支障がある。緊急時の対応にも不安がある。

(2) 今回入学する児童は、緊張しすぎる面などがあり、学校生活がうまくできるかどうか不安がある。保育園から同じ小学校に通う子どもはいないため、兄と一緒に通学することが望ましい。申立人は通学時に付き添いたいが、仕事があるためそれはできない。

(3) 1クラスの定員は33人であると聞く。クラスには余裕があるように感じる。

第2、審査庁の認定事実及び判断である。

まず、認定事実であるが、調査したところ、次の事実が認められる。

(1) 教育委員会は、平成26年12月16日付け、小学校就学通知書を子の世帯主へ送付し、子の就学校を入新井第四小学校に指定したこと。

(2) 教育委員会は、入新井第二小学校新1年生の受入れについて、平成27年度については「3学級(95名)を超えた場合は抽選とする」としたこと。

また、指定校変更の受入れ制限を行う学校において、通学区域内の入学予定者数が予想を超え、制限した学級の定員を超える人数となった場合には1学級を増設することとなるため、「第3学年に進級した際に1学級が減少する範囲内で指定校変更を許可する」としたこと。

このことについては、区報及び大田区ホームページに掲示したこと。

(3) 申立人から、平成27年1月10日付け、指定校変更申請書の提出があり、教育委員会は、同日これを受理したこと。

(4) 教育委員会は、平成27年1月29日現在、入新井第二小学校の通学区域内児童数と指定校変更申請者数の合算が、受入れ可能人数の95人を超えていることを確認した。通学区域内児童数104人から、転出入等の見込み数9人を差し引いた95人が入学見込み数となり受入れ可能人数となるため、同校に対する指定校変更申請者については全員不許可とすることを平成27年1月30日に決定したこと。

(5) 教育委員会は、指定校変更申請については、平成27年1月30日付で申立人に不許可通知を送付したこと。

(6) 申立人から、平成27年2月18日付けで、異議申立書が提出され、教育委員会は、同年2月24日これを受理したこと。

## 2、判断。

(1) 教育委員会が行った就学通知は、施行令第5条に基づき就学期日及び就学指定校を通知したものであり、同通知における就学校の指定は、大田区立学校設置規則第2条に定めた通学区域により、申立人の保護する児童の住所地から大田区立入新井第四小学校を指定したものである。

(2) 入新井第二小学校は、平成26年度学級数が第1～5学年は各3学級、第6学年は2学級の計17学級で編制されている。同校の施設規模においては、学級増に対応できる余裕教室がない状況であることから、指定校変更申請による受入れについては3学級を制限学級数とした。

ただし、学区域内児童数の想定外の増加に伴う増級となった場合には、教育環境に影響がなくても、やむを得ず特別教室を普通教室に転用するなどの方法を用いることはある。し

かし、今回のような学区域外の児童生徒の指定校変更のために、学級の増設や特別教室の転用をする計画は持っていない。

(3) 教育委員会は、指定校変更申請を審査するにあたり、「指定校変更申請審査基準」を定めている。同基準では、「許可は学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないことを前提とし、問題がある場合は不許可とすることができる。」としたうえで、問題がない場合は、「地理的・身体的事由」などの事由に該当する場合は、許可することができるとしている。

(4) 申立人は、指定校変更申請理由を子の兄が在籍していること及び友人関係としており、これは同基準において許可することができる事由として定められている理由である。

しかしながら、同基準は、上述のとおり、学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないことを前提としているものであり、申立人の申請理由が相当であるからといって、指定校変更が当然に認められるものではない。

なお、指定校変更申請の受入れ可能人数は、4月1日までの転入者等を考慮して定めており、学級定数の上限とはしていない。小学校1年生の学級定数は35人であり入新井第二小学校の上限は105人であるが、受け入れ可能人数は95人としている。

(5) 入新井第二小学校への指定校変更申請者は申立人以外にもおり、それぞれやむを得ない事情があり、その内容の程度や該当する事由の多少などをもって、申請者間で優劣をつけることは困難である。

したがって、行政処分の公平性・公正性を図る観点から、教育委員会が平成27年1月30日付けで行った指定校変更不許可決定は、違法又は不当であるとはいえず、申立人に対する不許可決定を取消し、指定校変更申請を認めることは適当ではないと判断する。

3、以上のとおり、本件異議申立ては理由がないので、行政不服審査法第47条第2項の規定を適用して、主文のとおり決定する。

平成27年3月、大田区教育委員会。

○委員長

ただいまの説明に対して、質問、意見はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第19号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第19号議案について、原案どおり決定する。

これをもって、平成27年第1回教育委員会臨時会を閉会する。

(午後2時41分閉会)